

【時間外対応加算 3】

当院は、「かかりつけ医」としての取り組みを行っており、再診時に「時間外対応加算 3」（患者様 1 名につき 1 回 4 点）を算定させていただきます。通院されている患者様に対して、時間外に緊急の相談がある場合に対応できる体制を整えております。診療時間外の夜間の数時間に、やむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じることができなかった場合であっても、可能な限り、速やかに対応することができる体制をとっています。

【一般名処方加算】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点などがありましたらスタッフまでご相談ください。ご理解ご協力の程よろしく願いいたします。

★ 一般名処方とは お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。これにより供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬を提供しやすくなります。

一般名処方加算Ⅰ 8点 一般名処方加算Ⅱ 6点

【明細書発行体制】

明細書発行体制について医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解ください。なお、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

【夜間早朝加算】

夜間早朝加算 下記の時間帯に受付を行った場合は予約の有無を問わず夜間早朝等加算の対象となりますのでご理解のほど、よろしくお願いいたします。

平日：6時~8時 18時~22時 土曜日：6時~8時 12時~22時（正午以降） 日曜日：6時~22時

※注意事項：受付時間が基準となるため、12時前に受付していても、混在時で12時過ぎの診察になると加算される場合があります。夜間早朝加算 50点

【外来感染対策向上加算】

当院の外来感染対策向上加算に関する取り組みについて

当院は、厚生労働省が定める基準を満たし、「外来感染対策向上加算」の届出を行っているクリニックです。

患者様やご家族、そして当院の職員を院内感染から守るため、以下の通り組織的な感染防止対策を講じております。

皆様が安心して受診できるよう、より質の高い医療体制の維持に努めてまいります。

1. 感染管理者による体制の構築

院長を「院内感染管理者」とし、全職員が一体となって感染防止対策に取り組む体制を整えています。また、定期的

に院内巡回（ラウンド）を行い、対策が適切に実施されているか確認・改善を行っています。

2. 院内感染防止マニュアルの順守

標準的予防策（スタンダード・プリコーション）に基づき、手洗い、手指消毒、マスクの着用、院内の換気や清掃・消毒などを徹底するためのマニュアルを策定し、全職員に周知・教育を行っています。

3. 発熱・感染症が疑われる患者様の分離（動線分離）

発熱、咳、その他の感染症が疑われる症状がある患者様につきましては、一般の受診患者様と混ざり合わないよう、受診時間やお車等での待機を分ける「動線分離」などの対策を講じています。

【お願い】 発熱や風邪症状などがある方は、直接来院せず、必ず事前にお電話（【023-665-0070】）にてご相談いただきますようお願いいたします。

4. 地域の基幹病院・医師会との連携

当院は、地域の感染対策ネットワークに参画しています。以下の基幹病院等と緊密に連携し、定期的な合同カンファレンスへの参加や、最新の感染症情報の共有、感染制御に関する助言を受ける体制を整えています。

連携医療機関： 【山形大学医学部附属病院】

所属医師会： 【天童市東村山郡医師会】

5. 「外来感染対策向上加算」の算定について

これらの感染防止体制の維持に伴い、初診・再診を問わず、すべての患者様を対象に、月1回に限り会計時に以下の点数が加算されます。

外来感染対策向上加算： 月1回 6点

【電子的診療情報連携体制整備加算について】

当院は、質の高い医療を提供するため、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、オンライン資格確認や電子データの活用体制を整えた病院・クリニックとして、厚生労働省の定める施設基準を満たし、「電子的診療情報連携体制整備加算3」の届出を行っています。

安心・安全で質の高い医療を提供するため、以下の体制を構築しております。

1. オンライン請求の実施

医療費の請求（レセプト請求）について、オンライン請求システムを導入し、迅速かつ確実な処理を行っています。

2. オンライン資格確認体制の整備と情報の活用

マイナンバーカードを用いた「マイナ保険証」によるオンライン資格確認を行う体制を整えています。患者様が同意された場合、過去の受診履歴、受けている薬剤の情報、特定健診の情報等を、医師が診察室等で閲覧・活用できる環境を整え、よりの確な診断や処方に役立てています。

3. マイナ保険証の利用促進

当院では、国の医療DX推進方針に沿って、マイナ保険証の一意的な利用促進と、一定水準以上の利用実績を有して

おります。

4. マイナポータルを通じた健康管理相談

マイナポータル等で確認できる患者様の医療情報や健康情報をベースとした、日々の健康管理に関するご相談に対応できる体制を整えています。

5. 電子カルテ情報共有サービスへの対応（※準備中）

国が推進する「電子カルテ情報共有サービス」の活用、および「電子処方箋」の発行体制については、今後順次導入・対応していく予定です。

6. 明細書の無料発行

当院では、医療の透明化や患者様への適切な情報提供を推進する観点から、領収書の発行時に、個別の診療報酬算定項目がわかる「診療明細書」を無料で発行しております。（※公費負担医療の受給者で、窓口での自己負担がない患者様に対しても同様に無料発行しております）

7. 「電子的診療情報連携体制整備加算」の算定について

上記の体制維持および質の高い医療情報の取得・活用に伴い、以下の点数を算定しております。

初診時： 電子的診療情報連携体制整備加算 3（月 1 回） 4 点

再診時： 電子的診療情報連携体制整備加算（月 1 回） 2 点

※本加算の算定に伴い、従来の「明細書発行体制等加算」は併算定いたしません。

【外来在宅ベースアップ評価料の算定および医療従事者の賃上げへの取り組みについて】

いつも当院をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当院では、厚生労働省の定める施設基準を満たし、「外来在宅ベースアップ評価料（I）」の届出を行っております。この評価料は、国の方針に基づき、医療の第一線で働く医療従事者（看護職員、医療事務、受付スタッフなど、医師・歯科医師を除く職員）の適切な処遇改善（賃上げ・ベースアップ）を行い、優秀な人材を確保することで、皆様に将来にわたって安全で質の高い医療を提供し続けることを目的として新設されたものです。

当院では、本評価料による収益の全額を、対象となる職員の基本給や手当の引き上げ（賃上げ）に確実に充当しております。

つきましては、受診される患者様を対象に、会計時に以下の点数が加算されます。

■ 算定される点数

初診時： 外来在宅ベースアップ評価料（I） 17 点（窓口負担 3 割の方で 18 円、1 割の方で 6 円の負担となります）

再診時： 外来在宅ベースアップ評価料（I） 4 点（窓口負担 3 割の方で 6 円、1 割の方で 2 円の負担となります）

※同月内であっても、受診の都度（毎回）算定されます。

昨今の物価高騰のなかでも、当院を支えるスタッフが安心して長く働き、地域の皆様にこれまで以上の医療サービスを提供できるよう、この取り組みを進めてまいります。

患者様におかれましては、本趣旨をご理解いただき、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。